災害ボランティア車両に対する高速道路の無料措置の手続について

○ 被災地でボランティア活動をされる皆様におかれましては、下記の手続きを行っていただきますと、高速道路が無料で通行可能となります。

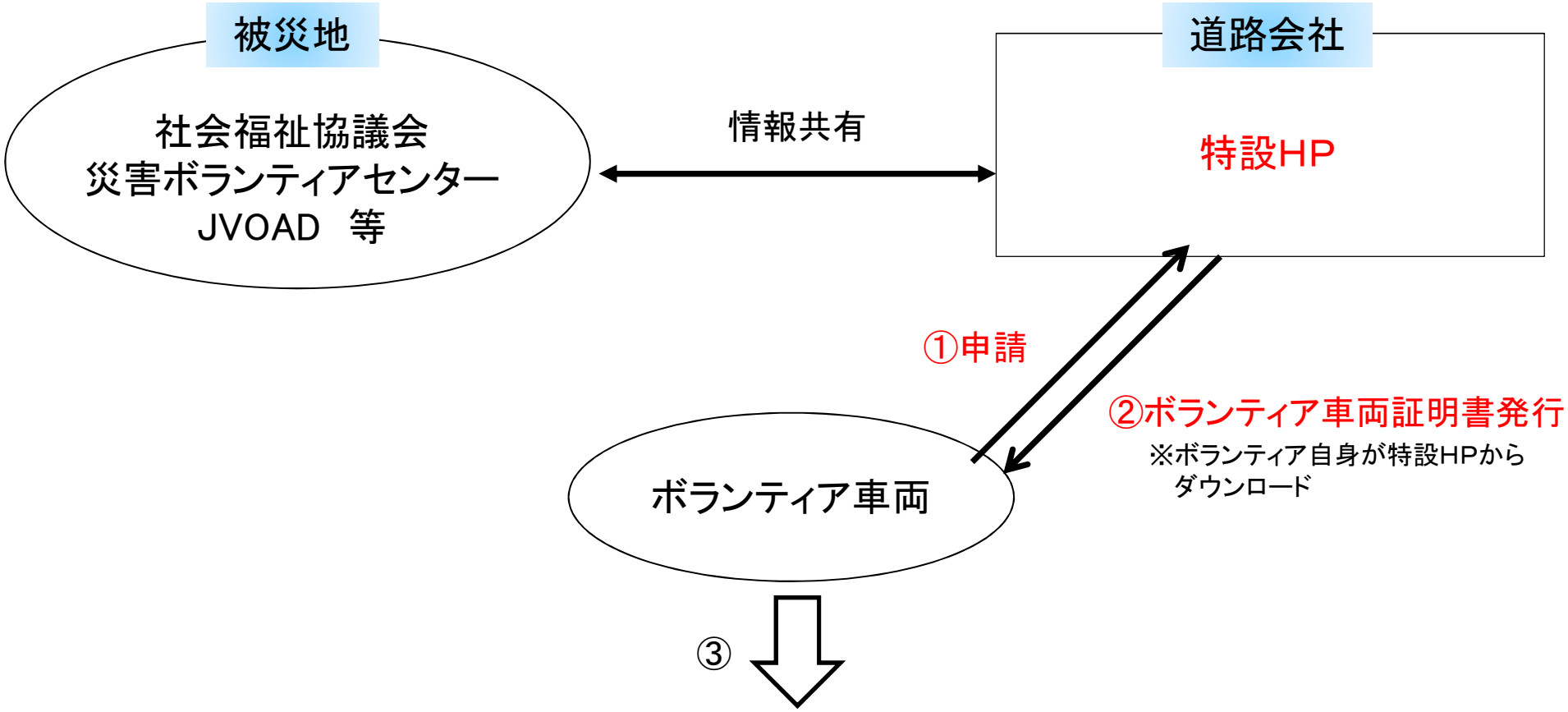

○高速道路出口料金所で証明書及び本人確認書類等を提出することで無料措置を適用
※一般レーンを利用
※ボランティア活動確認印が復路証明書に押印されているかを確認（社会福祉協議会等で押印）

○詳細な手続き等につきましては、高速道路会社のHPに掲載しておりますので必ずご確認ください。